

令和2年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
1	R2.5.14	R2.7.13	「当該2種の会議」の開催の報道発表起案文書		1															教育庁	総務部広報統計課
2	R2.5.14	R2.7.13	5月5日(火)の「当該2種の会議」の終了後、●●と●●が小池氏の(1)小池氏の記者会見に同席した(といっても、前方でなく後方の席で)、(2)更に(確認はしていない情報だが)●●と●●は報道関係等に説明にも行った、という情報もある。 そこで、(1)(2)で配布した資料の開示を求める。また、(1)(2)で、「9月入学」について、記者らとの質疑応答があったら、その内容を記録した文書の開示を求める。 ※(2)はそういう事実がなければ、取り下げのみにあらずにはない。	-					1											教育庁	総務部広報統計課
3	R2.5.14	R2.7.13	広報統計課(旧教育情報課)・課長代理の●●に、教委定例会の時、都民の税金で購入したと思われるノートにいつもメモを採っている。教委定例会の時、ノートのようなものによく、メモを採っている。また、●●も同様のメモを採っている可能性がある。 そこで、「当該2種の会議」で●●と●●が採ったメモ、及びこれらメモ等をもとに、「当該2種の会議」の内容をまとめた記録一式。					1												教育庁	総務部広報統計課
4	R2.5.14	R2.7.13	第2回都立高校生等ボランティア・サミットの写真(千羽鶴)	1	1															教育庁	教育庁指導部管理課
5	R2.5.14	R2.7.13	令和元年8月30日付31教指企第932号「第2回都立高校生等ボランティア・サミットにおける『全都立高校等で取り組むボランティア』について」			1					1									教育庁	教育庁指導部管理課
6	R2.5.14	R2.7.13	千羽鶴の作成について(副)校長会で指示したときの次第・配布資料(当該頁だけでなく、その時の(副)校長会で配布した)等の文書一式	-				1												教育庁	教育庁指導部管理課
7	R2.5.14	R2.7.13	新聞記事スクラップ	1	1															教育庁	総務部広報統計課
8	R2.6.23	R2.7.7	公立小・中学校、義務教育学校、都立高等学校、都立中等教育学校、都立特別支援学校等における令和元年度卒業式及び令和2年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について(回答)	2	1															教育庁	指導部管理課
9	R2.6.25	R2.7.8	職員会議録の作成要領		1															教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
10	R2.6.29	R2.7.7	●●●●メモ	-				1												教育庁	指導部管理課
11	R2.7.2	R2.7.8	令和2年度都立中学校及び中等教育学校(前期課程)で使用予定の補助教材一覧 令和2年度都立高等学校及び中等教育学校(後期課程)で使用予定の補助教材一覧		1															教育庁	指導部管理課
12	R2.7.3	R2.7.17	土地利用の履歴等調査届出書			1					1				1					教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
13	R2.7.3	R2.7.17	土地の形質変更の届出書	-				1												教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
14	R2.7.5	R2.7.17	(1)令和3年度 東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿 (2)令和3年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定並びに令和3年度東京都立高等学校入学者選抜にける配慮について(案) (3)令和2年5月21日(水)令和3年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会(第2回)記録 (4)会議等議事要旨記録表 (5)中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度東京都立高等学校入学者選抜等における配慮事項について(令和2年6月11日付2教学高第716号)		1															教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
15	R2.7.5	R2.7.17	令和3年度東京都立高等学校入学者選抜等における配慮事項における学力検査に関して 1 各教科における中学3年生の1年間の学習内容のうち、おおむね7か月程度で隔週化の名分量という根拠が分かる一切の書面及び電磁的記録	-				1												教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
16	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立忍岡高等学校
17	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立上野高等学校
18	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立晴海総合高等学校
19	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立本所高等学校
20	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立深川高等学校
21	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立城東高等学校
22	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立江戸川高等学校
23	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立葛西南高等学校
24	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立紅葉川高等学校
25	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書(平成31年度4月分)		1															教育庁	都立江東商業高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分										非開示理由等	局名	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号				5号	6号	7号
26	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書（平成31年度4月分）	1	1														教育庁	都立第三商業高等学校
27	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書（平成31年度4月分）	1	1														教育庁	都立墨田工業高等学校
28	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書（平成31年度4月分）	1	1														教育庁	都立向丘高等学校
29	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書（平成31年度4月分）	1	1														教育庁	都立江北高等学校
30	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書（平成31年度4月分）	1	1														教育庁	都立淵江高等学校
31	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書（平成31年度4月分）	1	1														教育庁	都立足立西高等学校
32	R2.7.7	R2.7.21	業務計画書（平成31年度4月分）	1	1														教育庁	都立青井高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
146	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立葛西南高等学校
147	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立紅葉川高等学校
148	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立江東商業高等学校
149	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立第三商業高等学校
150	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立墨田工業高等学校
151	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立向丘高等学校
152	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立江北高等学校
153	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立淵江高等学校
154	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立足立西高等学校
155	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立青井高等学校
156	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立足立新田高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
157	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立荒川商業高等学校
158	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立荒川工業高等学校
159	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立足立工業高等学校
160	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立蔵前工業高等学校
161	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立葛飾野高等学校
162	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立南葛飾高等学校
163	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立東高等学校
164	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立篠崎高等学校
165	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立葛飾総合高等学校
166	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立葛飾商業高等学校
167	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立農産高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
168	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立橘高等学校
169	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立一橋高等学校
170	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立八潮高等学校
171	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立大森高等学校
172	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立つばさ総合高等学校
173	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立六本木高等学校
174	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立六郷工科高等学校
175	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立芝商業高等学校
176	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立新宿山吹高等学校
177	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立大崎高等学校
178	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立田園調布高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
179	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立松原高等学校
180	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立桜町高等学校
181	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立千歳丘高等学校
182	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立園芸高等学校
183	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立調布北高等学校
184	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立狛江高等学校
185	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立富士高等学校
186	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立小山台高等学校
187	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立深沢高等学校
188	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立世田谷泉高等学校
189	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立戸山高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
190	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立目黒高等学校
191	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立芦花高等学校
192	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立第一商業高等学校
193	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立総合工科高等学校
194	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立総合芸術高等学校
195	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立荻窪高等学校
196	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立杉並総合高等学校
197	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立農芸高等学校
198	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立武蔵丘高等学校
199	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立石神井高等学校
200	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立大泉高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
201	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立稔ヶ丘高等学校
202	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立大泉桜高等学校
203	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立第四商業高等学校
204	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立中野工業高等学校
205	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立文京高等学校
206	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立千早高等学校
207	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立練馬高等学校
208	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立田柄高等学校
209	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立練馬工業高等学校
210	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立豊島高等学校
211	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立北園高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
212	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立大山高等学校
213	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立桐ヶ丘高等学校
214	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立飛鳥高等学校
215	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立板橋有徳高等学校
216	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立赤羽商業高等学校
217	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立町田高等学校
218	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立砂川高等学校
219	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立武蔵村山高等学校
220	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立武蔵野北高等学校
221	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立田無高等学校
222	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立小平西高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
223	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立東村山高等学校
224	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立清瀬高等学校
225	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立小平南高等学校
226	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立東久留米総合高等学校
227	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立田無工業高等学校
228	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立多摩科学技術高等学校
229	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立野津田高等学校
230	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立山崎高等学校
231	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立町田工業高等学校
232	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立調布南高等学校
233	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立府中高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
234	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立永山高等学校
235	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立若葉総合高等学校
236	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立第五商業高等学校
237	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立府中工業高等学校
238	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立拝島高等学校
239	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立多摩高等学校
240	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立福生高等学校
241	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立羽村高等学校
242	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立五日市高等学校
243	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立青梅総合高等学校
244	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立瑞穂農芸高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
245	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立久留米西高等学校
246	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立東村山西高等学校
247	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立富士森高等学校
248	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立片倉高等学校
249	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立八王子北高等学校
250	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立松が谷高等学校
251	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立日野高等学校
252	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立日野台高等学校
253	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立南平高等学校
254	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立翔陽高等学校
255	R2. 7. 7	R2. 7. 21	業務指示書 (平成31年度4月分)			1													契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立八王子拓真高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
256	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1												契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立八王子桑志高等学校	
257	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1												契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立府中西高等学校	
258	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1												契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立上水高等学校	
259	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1												契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立浅草高等学校	
260	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1												契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立雪谷高等学校	
261	R2.7.7	R2.7.21	業務指示書(平成31年度4月分)			1												契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号)	教育庁	都立保谷高等学校	
262	R2.3.23	R2.7.21	(1)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(令和2年) (2)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(平成31年) (3)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(平成30年) (4)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(平成29年) (5)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(平成28年)			1											1	・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立日比谷高等学校	
263	R2.3.23	R2.7.21	(1)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(令和2年) (2)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(平成31年) (3)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(平成30年) (4)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(平成29年) (5)【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜(平成28年)			1											1	・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立三田高等学校	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
264	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立戸山高等学校
265	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立竹早高等学校
266	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立向丘高等学校
267	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立上野高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
268	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立白鷗高等学校
269	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立日本橋高等学校
270	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立本所高等学校
271	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立両国高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
272	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立城東高等学校
273	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立東高等学校
274	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立深川高等学校
275	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立大崎高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
276	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小山台高等学校
277	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立八潮高等学校
278	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立駒場高等学校
279	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立目黒高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
280	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立大森高等学校
281	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立蒲田高等学校
282	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立田園調布高等学校
283	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立雪谷高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
284	R2.3.23	R2.7.21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立桜町高等学校
285	R2.3.23	R2.7.21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立千歳丘高等学校
286	R2.3.23	R2.7.21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立深沢高等学校
287	R2.3.23	R2.7.21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立松原高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
288	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立青山高等学校
289	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立広尾高等学校
290	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立鷺宮高等学校
291	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立富士高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
292	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立武蔵丘高等学校
293	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立杉並高等学校
294	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立豊多摩高等学校
295	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立西高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
296	R2.3.23	R2.7.21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立豊島高等学校	
297	R2.3.23	R2.7.21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立文京高等学校	
298	R2.3.23	R2.7.21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立竹台高等学校	
299	R2.3.23	R2.7.21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立板橋高等学校	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
300	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立大山高等学校
301	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立北園高等学校
302	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立高島高等学校
303	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立井草高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
304	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立大泉高等学校
305	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立石神井高等学校
306	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立田柄高等学校
307	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立練馬高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
308	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立光丘高等学校
309	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立青井高等学校
310	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立足立高等学校
311	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立足立新田高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
312	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立足立西高等学校
313	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立足立東高等学校
314	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立江北高等学校
315	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立淵江高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
316	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立葛飾野高等学校
317	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立南葛飾高等学校
318	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立江戸川高等学校
319	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立葛西南高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
320	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小岩高等学校
321	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小松川高等学校
322	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立篠崎高等学校
323	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立紅葉川高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
324	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立片倉高等学校
325	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立八王子北高等学校
326	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立八王子東高等学校
327	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立富士森高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
328	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立松が谷高等学校
329	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立立川高等学校
330	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立武蔵高等学校
331	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立武蔵野北高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
332	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立多摩高等学校
333	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立府中高等学校
334	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立府中西高等学校
335	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立府中東高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
336	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立昭和高等学校
337	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立拝島高等学校
338	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立神代高等学校
339	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立調布北高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
340	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立調布南高等学校
341	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小川高等学校
342	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立成瀬高等学校
343	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立野津田高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
344	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立町田高等学校
345	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立山崎高等学校
346	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小金井北高等学校
347	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小平高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
348	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小平西高等学校
349	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小平南高等学校
350	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立日野高等学校
351	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立日野台高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
352	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立南平高等学校
353	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立東村山高等学校
354	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立東村山西高等学校
355	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立国立高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
356	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立福生高等学校
357	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立狛江高等学校
358	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立東大和高等学校
359	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立東大和南高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
360	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立清瀬高等学校
361	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立久留米西高等学校
362	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立武蔵村山高等学校
363	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立永山高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
364	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立羽村高等学校
365	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立秋留台高等学校
366	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立田無高等学校
367	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1													・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立保谷高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
368	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立大島高等学校
369	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立新島高等学校
370	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立神津高等学校
371	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】 学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立三宅高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
372	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立八丈高等学校
373	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(1) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (令和2年) (2) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (平成31年) (3) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (平成30年) (4) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (平成29年) (5) 【受検者一覧表 様式2-1】学力選抜 (平成28年)			1												・項番8・9「出身中学校名」から項番32「小論文」まで、項番34「総合」から項番45「同」まで(該当項目のみ) 本件の個別の情報が開示されることにより、生徒の個別の評定等が明らかになり、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・項番34「総合」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁	都立小笠原高等学校
374	R2. 3. 23	R2. 7. 21	(2) 男女別定員制の緩和実施による合格最低点の是正状況		1														教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
375	R2. 7. 7	R2. 7. 10	令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象623校(中等教育学校、義務教育学校を含む。)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校	1	1														教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
376	R2. 7. 9	R2. 7. 22	平成28~31年度使用 教科書調査研究資料(中学校)	155	1														教育庁	指導部管理課
377	R2. 7. 8	R2. 7. 20	都立瑞穂農芸高等学校(2)空調設備改修工事 上記の諸経費計算書	5	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
378	R2. 7. 7	R2. 7. 20	都立農業高等学校ほか3校(2)受変電設備改修工事 都立青梅総合高等学校(2)武道場天井その他改修工事 都立清瀬高等学校(2)武道場天井改修工事 都立向丘高等学校(2)武道場天井その他改修工事 上記の金額入り設計書一式・特記仕様書・共通費算定書	130	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
379	R2. 7. 7	R2. 7. 20	都立両国高等学校(東2)体育館棟屋根塗装改修工事工事設計書	13	1														教育庁	東部学校経営支援センター管理課管理課
380	R2. 7. 6	R2. 7. 20	都立青梅総合高等学校(2)武道場天井その他改修工事 都立清瀬高等学校(2)武道場天井改修工事 都立向丘高等学校(2)武道場天井その他改修工事 上記の金額入り内訳設計書(諸経費計算書含む)	42	1														教育庁	都立学校教育部営繕課
381	R2. 7. 6	R2. 7. 20	都立葛西南高等学校(東2)体育館棟屋根修繕工事工事設計書	12	1														教育庁	東部学校経営支援センター管理課
382	R2. 7. 10	R2. 7. 15	サーモグラフィーカメラ外1点の買い入れ仕様書 (②02-30020の分)		1														教育庁	都立学校教育部特別支援教育課
383	R2. 7. 10	R2. 7. 15	契約番号:①02-30019 開札日:令和2年6月8日 開札場所:教育庁総務部契約管財課 件名:サーモグラフィーカメラ外1点の買い入れ 落札者:セコム様 ①の使用内容の閲覧及び写しコピー		1														教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
384	R2. 7. 13	R2. 7. 22	令和元年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書 令和2年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書		1														教育庁	指導部管理課
385	R2. 7. 13	R2. 7. 20	(1) 令和2年2月26日付31教総総第2347号「新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について(通知)」 (2) 令和2年2月26日付31教総総第2347号(一部改正)「新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について(通知)」 (3) 令和2年2月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について(通知)一部訂正について」		1														教育庁	総務部総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
386	R2. 7. 14	R2. 7. 22	令和2年2月28日付事務連絡「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」 令和2年2月28日付事務連絡「『卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について』の趣旨等について」	1	1															教育庁	指導部管理課
387	R2. 7. 17	R2. 7. 21	「医療的ケア専用通学車両（城南・京急蒲田コース）の運行（単価契約）」仕様書 「医療的ケア専用通学車両（城南・糀谷コース）の運行（単価契約）」仕様書	34	1															教育庁	都立学校教育部特別支援教育課
388	R2. 3. 11	R2. 7. 7	1 当該「理由説明書」の作成依頼を審査会より受けた日 (2) 1より「非開示決定」にもかかわらず、令和●年●月●日に交付した正当性を証明する“証拠”となる(法令等の全て) 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上	-						1										教育庁	都立日野台高等学校
389	R2. 3. 16	R2. 7. 14	東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に見えられた、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。 都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上	-						1										教育庁	都立日野台高等学校
390	R2. 3. 16	R2. 7. 14	東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に見えられた、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。 都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上	-						1										教育庁	都立日野台高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
391	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校
392	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校
393	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校
394	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
395	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校
396	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校
397	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校
398	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
399	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校
400	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校
401	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求者は、本請求を含む短期間で、実施機関宛てに膨大な数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立日野台高等学校

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			
404	R2. 3. 11	R2. 7. 8	「理由説明書」(●教学高第●号平成●年●月●日)(エ)・(オ)・(カ)・(キ)・(ク)・(コ)・(サ)・(ス)・(セ)・(ソ)・(タ)・(チ)・(ツ)・(テ)・(ト)・(ナ)各々の東京都日野台高校で、自ら資料作成をして「保護者説明会」を実施、その後「議事録」を作成したものです。東京都は、この場で「調整して、検討し、回答する。」と表明しています。(証拠アリ)しかしながら、3回行われた「保護者説明会(1回目約20人、2回目約50人、3回目7名だけの参加で、不参加者には「議事録」の配布どころか、それそのものの存在すらアナウンスしていません。●●(音声記録アリ) 東京都は、この主張通り、校舎改修工事(特別教室棟)遅延による被害者である、元在校生・保護者、現生徒・保護者に説明しない理由・根拠とは何か?以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上	-					1									本件開示請求の内容は、本件改修工事に関する実施機関の判断や職員の言動の理由及び根拠を問うものであり、当該言動の理由及び根拠について、個々に対応する公文書が存在するとは通常考えられないことから、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
405	R2. 3. 11	R2. 7. 8	東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「踏問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。 3 平成●年●月●日生活文化局が「理由説明書」を收受していますが、何故か「×」がなされています。これの“事実”を説明する“証拠”文書等の全て。 (2) この“事実”を審査請求人に説明した“証拠”文書等の全て。 (3) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。 (4) 生活文化局より教育委員会に作成・交付され、收受された当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 4 令和●年●月●日再び生活文化局が「理由説明書」を再收受しています。 (1) 最初に提出された「理由説明書」がこれだけ“異常”な期間“教育委員会”に放置された理由・根拠の“証拠”となる法令・条例・各種ガイドライン等の全て。 (2) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。又、生活文化局より教育委員会に作成・交付され、收受した当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 6 開示請求者らは、当該事案の行政運営の不備により「機会利益の損失」を負わされました。しかしながら、この間一報たりとも東京都より行政運営の不備を知らされないばかりか、何度もこの事案についての不自然な対応につき「情報公開」を口頭等及び「働き方の対応記録」等で意見・要望・要求をしましたが、「秘匿」され、「虚偽」の説明をされ、「“事実”を隠べい」をされ続けて来ました。 (1) 「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、当該事案の“事実”経緯を開示請求者に説明した“証拠”文書等の全て (2) 万一、説明した“証拠”資料等がない場合、その理由・根拠となる法令・条例等の全て以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上 H13年度「調査実施計画書」は情報公開請求による開示決定により当方が取得済です。 1及び2は「現に保有しておらず、存在しない?」と表明されていますが、そもそも作成されたのですか? (2) 財務局に施行委任した際には存在したのですか? (3) 財務局に施行委任した際の全ての“事実”を証明する“証拠”とは何ですか? (4) (3)による現在存在する“証拠”の全ては何ですか?以上 別紙(●教学高第●号平成●年●月●日「理由説明書」当該非開示決定理由の中で、東京都教育庁は、 1 (1)「平成元年～平成29年度に実施された都立学校校舎耐震補強工事(大規模改修等)を実施したリスト一覧」は作成及び取得しておらず、存在しないと表明しています。 一覧以外で個別具体的事案の全てを証明する“証拠”とは何か? (2)「平成元年より平成29年度における都立学校改修工事リストの内、耐震補強工事を実施した学校の内、日野台高校と同様に「耐震補強工事調整結果報告書」(名称の如何を問わず。)が存在しないにもかかわらず、校舎改修工事を実施した学校はどこ? 3 (2)「耐震補強工事調査結果報告書」(名称の如何を問わず)が存在していて、校舎改修工事を実施した学校はどこ? 4 「都立日野台高校特別教室棟(昭和55年度建築、平成17年度耐震補強工事実施)における予算決算関連書類は存在が確認できないため、『現に保有しておらず、存在しない』」と表明しています。 (1) 日野台高校の耐震補強工事が平成17年度に本当に実施・耐震性能上の安全性を確保していた事を証明する“証拠”とは一体何なのか? (2) 4の書類(「構造計算書」「耐震工事調査結果報告書」(名称の如何を問わず、耐震性能上の安全性を具体的かつ客観的な数値・データで証明するもの)がない中で、何をもちて既存校舎改修工事の意思決定判断に至った証明となる全ての“証拠”とは何か?以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上	-					1									本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
406	R2. 3. 11	R2. 7. 8	平成28年10月に実施された、都立日野台高校特別教室棟校舎改修工事は、平成28年6月、施工業者松尾・長井共同企業が、校舎の躯体構造部のコンクリート柱の不具合を発見、東京都に報告されました。しかしながら、東京都は、同校生徒・保護者に対し、自らが作成し、保護者会で説明(合計3回「①約20人 ②約50人 ③7人」全校生徒・世帯約1000人・世帯)不参加者への議事録の交付要求に対し、頑なに拒否し、議事録の存在すら知らされていません。東京都は、この事故により、生徒・保護者は、各学年当初学校側から説明されていた、工事完成が約1年遅れた事により 1 改修工事後の校舎が利用できず、不自由なプレハブ校舎での学校生活を強いられた“事実”。 2 周辺の住民の方々も、詳しい説明も聞かされずに、工事の延長による不具合・協力を強いられた“事実”。 3 改修工事の計画段階からの東京都の調査不足、被害者である生徒・保護者等への説明責任を果たしていない“事実”。 4 「再発防止」の為に「原因を究明」しようとする保護者らに対し「情報公開」妨害の“事実”。 5 改修工事の当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億円の負荷(税収等の負担)をかけた“事実”。 東京都は、これら1・2・3・4・5の“事実”を否定し、行政運営上の正当性を証明する“証拠”の全てを提示して下さい。提示できない場合には、全て認めたと見做します。都知事が表明されている。『「情報公開」は一丁目一番である。』『都民ファースト。』による「東京都コンプライアンス基本方針」に基づく“住民自治”の観点から「都民・保護者の知る権利」に基づく権利利益の保護の為「行政の説明責任(義務)」を行政の無謬性に基づき説明下さい。以上 東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。 3 平成●年●月●日生活文化局が「理由説明書」を収受していますが、何故か「×」がなされています。これの“事実”を説明する“証拠”文書等の全て。 (2) この“事実”を審査請求人に説明した“証拠”文書等の全て。 (3) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。 (4) 生活文化局より教育委員会に作成・交付され、収受された当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 4 令和●年●月●日再び生活文化局が「理由説明書」を再収受しています。 (1) 最初に提出された「理由説明書」がこれだけ“異常”な期間“教育委員会”に放置された理由・根拠の“証拠”となる法令・条例・各種ガイドライン等の全て。 (2) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。又、生活文化局より教育委員会に作成・交付され、収受した当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 6 開示請求者らは、当該事案の行政運営の不備により「機会利益の損失」を負わされました。しかしながら、この間一報たりとも東京都より行政運営の不備を知らされないばかりか、何度もこの事案についての不自然な対応につき「情報公開」を口頭等及び「働き方の対応記録」等で意見・要望・要求をし続けましたが、「秘匿」され、「虚偽」の説明をされ、「“事実”を隠べい」をされ続けて来ました。 (1) 「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、当該事案の“事実”経緯を開示請求者に説明した“証拠”文書等の全て (2) 万一、説明した“証拠”資料等がない場合、その理由・根拠となる法令・条例等の全て 以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上 H13年度「調査実施計画書」は情報公開請求による開示決定により当方が取得済です。 1及び2は「現に保有しておらず、存在しない？」と表明されていますが、そもそも作成されたのですか？ (2) 財務局に施行委任した際には存在したのですか？ (3) 財務局に施行委任した際の全ての“事実”を証明する“証拠”とは何ですか？ (4) (3)による現在存在する“証拠”の全ては何ですか？以上	-					1										本件開示請求の内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
407	R2. 3. 11	R2. 7. 8	平成28年10月に実施された、都立日野台高校特別教室棟校舎改修工事は、平成28年6月、施工業者松尾・長井共同企業が、校舎の躯体構造部のコンクリート柱の不具合を発見、東京都に報告されました。しかしながら、東京都は、同校生徒・保護者に対し、自らが作成し、保護者会で説明(合計3回「①約20人 ②約50人 ③7人」全校生徒・世帯約1000人・世帯)不参加者への議事録の交付要求に対し、頑なに拒否し、議事録の存在すら知らされていません。東京都は、この事故により、生徒・保護者は、各学年当初学校側から説明されていた、工事完成が約1年遅れた事により 1 改修工事後の校舎が利用できず、不自由なプレハブ校舎での学校生活を強いられた“事実”。 2 周辺の住民の方々も、詳しい説明も聞かされずに、工事の延長による不具合・協力を強いられた“事実”。 3 改修工事の計画段階からの東京都の調査不足、被害者である生徒・保護者等への説明責任を果たしていない“事実”。 4 「再発防止」の為に「原因を究明」しようとする保護者らに対し「情報公開」妨害の“事実”。 5 改修工事の当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億円の負荷(税収等の負担)をかけた“事実”。 東京都は、これら1・2・3・4・5の“事実”を否定し、行政運営上の正当性を証明する“証拠”の全てを提示して下さい。提示できない場合には、全て認めたと見做します。都知事が表明されている。『「情報公開」は一丁目一番である。』『都民ファースト。』による「東京都コンプライアンス基本方針」に基づく“住民自治”の観点から「都民・保護者の知る権利」に基づく権利利益の保護の為「行政の説明責任(義務)」を行政の無謬性に基づき説明下さい。以上 東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。 3 平成●年●月●日生活文化局が「理由説明書」を収受していますが、何故か「×」がなされています。これの“事実”を説明する“証拠”文書等の全て。 (2) この“事実”を審査請求人に説明した“証拠”文書等の全て。 (3) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。 (4) 生活文化局より教育委員会に作成・交付され、収受された当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 4 令和●年●月●日再び生活文化局が「理由説明書」を再収受しています。 (1) 最初に提出された「理由説明書」がこれだけ“異常”な期間“教育委員会”に放置された理由・根拠の“証拠”となる法令・条例・各種ガイドライン等の全て。 (2) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。又、生活文化局より教育委員会に作成・交付され、収受した当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 6 開示請求者らは、当該事案の行政運営の不備により「機会利益の損失」を負わされました。しかしながら、この間一報たりとも東京都より行政運営の不備を知らされないばかりか、何度もこの事案についての不自然な対応につき「情報公開」を口頭等及び「働き方の対応記録」等で意見・要望・要求をし続けましたが、「秘匿」され、「虚偽」の説明をされ、「“事実”を隠べい」をされ続けて来ました。 (1) 「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、当該事案の“事実”経緯を開示請求者に説明した“証拠”文書等の全て (2) 万一、説明した“証拠”資料等がない場合、その理由・根拠となる法令・条例等の全て 以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上 1 東京都教育委員会が、「当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため…」と主張するが、当該公文書は一切確認していないのか？ (2) 「構造計算書」は存在しているのか？ (3) 教育庁より、当該工事を施行委任する為に提供した資料は何なのか？ (4) 「構造計算書」が存在しない場合、これに替わる資料の証明となるものは何なのか？“証拠”となる資料等は何か？	-					1									本件開示請求の内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
408	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では (1) 「弁明書」(2) 「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。 3 平成●年●月●日生活文化局が「理由説明書」を受受していますが、何故か「×」がなされています。これの“事実”を説明する“証拠”文書等の全て。 (2) この“事実”を審査請求人に説明した“証拠”文書等の全て。 (3) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。 (4) 生活文化局より教育委員会に作成・交付され、收受された当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 4 令和●年●月●日再び生活文化局が「理由説明書」を再收受しています。 (1) 最初に提出された「理由説明書」がこれだけ“異常”な期間“教育委員会”に放置された理由・根拠の“証拠”となる法令・条例・各種ガイドライン等の全て。 (2) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。又、生活文化局より教育委員会に作成・交付され、收受した当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 6 開示請求者らは、当該事案の行政運営の不備により「機会利益の損失」を負わされました。しかしながら、この間一報たりとも東京都より行政運営の不備を知らされないばかりか、何度もこの事案についての不自然な対応につき「情報公開」を口頭等及び「働き方の対応記録」等で意見・要望・要求をし続けましたが、「秘匿」され、「虚偽」の説明をされ、「“事実”を隠ぺい」をされ続けて来ました。 (1) 「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、当該事案の“事実”経緯を開示請求者に説明した“証拠”文書等の全て (2) 万一、説明した“証拠”資料等がない場合、その理由・根拠となる法令・条例等の全て 以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p> <p>1 2ページ「●●」が『校舎改修工事を実施するに当たり、…耐震補強工事を実施のみすればこと足りる。(音声記録あり)との発言は行っていないため…』公文書に虚偽説明を行った理由・根拠は何なのか？ 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関の判断や職員の言動の理由及び根拠を問うものであり、当該言動の理由及び根拠について、個々に対応する公文書が存在するとは通常考えられないことから、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
409	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>平成28年10月に実施された、都立日野台高校特別教室棟校舎改修工事は、平成28年6月、施工業者松尾・長井共同企業体が、校舎の躯体構造部のコンクリート柱の不具合を発見、東京都に報告されました。しかしながら、東京都は、同校生徒・保護者に対し、自らが作成し、保護者会で説明(合計3回「①約20人 ②約50人 ③7人」全校生徒・世帯約1000人・世帯)不参加者への議事録の交付要求に対し、頑なに拒否し、議事録の存在すら知らされていません。東京都は、この事故により、生徒・保護者は、各学年当初学校側から説明されていた、工事完成が約1年遅れた事により 1 改修工事後の校舎が利用できず、不自由なプレハブ校舎での学校生活を強いられた“事実”。 2 周辺の住民の方々も、詳しい説明も聞かされずに、工事の延長による不具合・協力を強いられた“事実”。 3 改修工事の計画段階からの東京都の調査不足、被害者である生徒・保護者等への説明責任を果たしていない“事実”。 4 「再発防止」の為に「原因を究明」しようとする保護者らに対し「情報公開」妨害の“事実”。 5 改修工事の当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億円の負担(税収等の負担)をかけた“事実”。 東京都は、これら1・2・3・4・5の“事実”を否定し、行政運営上の正当性を証明する“証拠”の全てを提示して下さい。提示できない場合には、全て認めたと見做します。都知事が表明されている。『「情報公開」は一丁目一番である。』『都民ファースト。』による「東京都コンプライアンス基本方針」に基づく“住民自治”の観点から「都民・保護者の知る権利」に基づく権利利益の保護の為に「行政の説明責任(義務)」を行政の無謬性に基づき説明下さい。以上 東京都情報公開条例による行政不服審査法による審査請求について、別紙「理由説明書」第●号平成●年●月●日では(1)「弁明書」(2)「諮問」が審査請求人に交付された“事実”がありません。 3 平成●年●月●日生活文化局が「理由説明書」を受受していますが、何故か「×」がなされています。これの“事実”を説明する“証拠”文書等の全て。 (2) この“事実”を審査請求人に説明した“証拠”文書等の全て。 (3) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。 (4) 生活文化局より教育委員会に作成・交付され、收受された当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 4 令和●年●月●日再び生活文化局が「理由説明書」を再收受しています。 (1) 最初に提出された「理由説明書」がこれだけ“異常”な期間“教育委員会”に放置された理由・根拠の“証拠”となる法令・条例・各種ガイドライン等の全て。 (2) 東京都教育委員会が作成・交付した当該事案関連の事情を示す“証拠”文書等の全て。又、生活文化局より教育委員会に作成・交付され、收受した当該事案関連の全ての“証拠”文書等。 6 開示請求者らは、当該事案の行政運営の不備により「機会利益の損失」を負わされました。しかしながら、この間一報たりとも東京都より行政運営の不備を知らされないばかりか、何度もこの事案についての不自然な対応につき「情報公開」を口頭等及び「働き方の対応記録」等で意見・要望・要求をし続けましたが、「秘匿」され、「虚偽」の説明をされ、「“事実”を隠ぺい」をされ続けて来ました。 (1) 「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、当該事案の“事実”経緯を開示請求者に説明した“証拠”文書等の全て (2) 万一、説明した“証拠”資料等がない場合、その理由・根拠となる法令・条例等の全て 以上1～6全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p> <p>1 都立日野台高校の不具合(建物構造上、主要な部位の柱主体がコンクリートのかぶり厚不足による鉄筋がむき出しで、鉄筋が錆びていた報告書(平成●年●月●日、●●作成決裁文書)について、東京都の調査不足による当該特別教室棟の取り壊し解体撤去後の再建築でなく、既存校舎改修工事を選択した正当性及びその意思決定判断となる検討資料は何なのか？具体的な“証拠”資料とは何なのか？ 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1									<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
410	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>1 教育庁職員●●は「30年以上経過した建物（ジャンカ）のことは、（経年劣化）と定義している。」との発言はしていないと、公文書において虚偽説明をしています。（音声記録あり。）</p> <p>2 教育庁職員●●が「東京都がどう判断するかはそれは東京都が決める。」（音声記録アリ）具体的かつ客観的に東京都が判断して決めた内容につき、その“事実”を証明する“証拠”資料等の公文書。</p> <p>3 2の資料等がない場合、どのような意思決定判断をなしたのかの具体的な“事実”を証明する“証拠”資料等</p> <p>4 3の“証拠”資料等がない場合、「東京都がどう判断するかは、それは東京都が決める。」と前掲●●が表明する具体的な内容の“証拠”となる文書及び資料等。</p> <p>5 東京都が主張する平成17年耐震補強工事の際に（イ）「構造計算書」（ロ）耐震性能（保証）報告書（IS値含む）は、本当に存在していたのか？その“事実”を証明する全ての“証拠”資料等 （2）特別教室棟校舎改修工事計画時に5（イ）（ロ）資料が存在していた“事実”を証明する全ての“証拠”資料等 （3）特別教室棟の不具合発見時5（イ）（ロ）資料が存在していた“事実”を証明する全ての“証拠”資料等 （4）万一、5（イ）（ロ）がなかった場合、耐震性能上の安全性を担保すると意思判断決定に至る証明となる“証拠”資料等</p> <p>6 東京都は「平成17年の耐震補強工事の際は、「耐震補強工事調査結果報告書」等は行われておらず…」と表明しています。 （1）耐震性能上に問題があるか否かを、耐震性能診断調査等で調査した後、問題がある建築物についてのみ耐震補強工事を実施する“事実”の中、ただ工事完了だけの証明となる公文書しか持たない東京都は具体的な数字・データにより耐震性能上の安全性は、耐震補強工事により、何かがどう改善された為に、耐震性能上の安全性が確保されたかと判断するのか？それを証明する全ての“証拠”資料等。 （2）全都立学校（特別支援学級を含む）の耐震性能上の安全性を担保する“証拠”が極めて信用出来ない“事実”が判明する中 （イ）「耐震補強工事調査結果報告書」（名称の如何を問わず）が存在する都立学校。 （ロ）「同書」（名称の如何を問わず。）が存在しない都立学校 （3）（イ）（ロ）ともに東京都が建物の耐震性能上の安全性の確保を担保する判断意思形成となる“証拠”等（法令・各種条例等及び建築技術書等）</p> <p>7 別紙（●●教学高第●●号平成●●年●●月●●日「理由説明書」による （1）教育庁職員 ●● （2）同 ●● の前掲及び （イ）「改修工事計画には耐震性能（保証）は求められておらず一切必要ない。」 （ロ）『「●●は（工事状況報告書の中で簡単に（ジャンカ）と使っているが、東京都では30年以上経過した建物（ジャンカ）のことは（経年劣化）と定義している）」との 発言は行っておらず…』公文書虚偽説明 （ハ）「していない。耐震上の問題はないと実際に現地検査をしている専門職が見ているから検査はしていない。」 （ニ）「●●の『議事録』の中で保護者の『施工不良（ジャンカ）＝東京都（経年劣化）ではないか』この問いに『だから断定できないから答えていないんでしょう』各理由説明書に記載しています。 これら全会話文は、平成●●年●●月●●日都庁内で当方と教育庁 ●●、●●両名との会話の録音記録より“証拠”として記載したものであり、その他、当該事故を当方が初めて、当該高校で確認した、平成●●年●●月●●日以降全ての面談記録を残しています。</p> <p>8 次の①、②の“事実”につき東京都教育庁が行政運営上のミスにより生徒、保護者及び都民に「東京都コンプライアンス基本方針」に反したために「権利利益の侵害」を行ったとの当方の主張を否定する全ての“証拠”</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、本件改修工事に関する実施機関の判断や職員の言動の理由及び根拠を問うものであり、当該言動の理由及び根拠について、個々に対応する公文書が存在するとは通常考えられないことから、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
411	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>平成28年10月に実施された、都立日野台高校特別教室棟校舎改修工事は、平成28年6月、施工業者松尾・長井共同企業体が、校舎の躯体構造部のコンクリート柱の不具合を発見、東京都に報告されました。しかしながら、東京都は、同校生徒・保護者に対し、自らが作成し、保護者会で説明（合計3回「①約20人 ②約50人 ③7人」全校生徒・世帯約1000人・世帯）不参加者への議事録の交付要求に対し、頑なに拒否し、議事録の存在すら知らされていません。東京都は、この事故により、生徒・保護者は、各学年当初学校側から説明されていた、工事完成が約1年遅れた事により</p> <p>1 改修事後の校舎が利用できず、不自由なプレハブ校舎での学校生活を強いられた“事実”。</p> <p>2 周辺の住民の方々も、詳しい説明も聞かされずに、工事の延長による不具合・協力を強いられた“事実”。</p> <p>3 改修工事の計画段階からの東京都の調査不足、被害者である生徒・保護者等への説明責任を果たしていない“事実”。</p> <p>4 「再発防止」の為に「原因を究明」しようとする保護者らに対し「情報公開」妨害の“事実”。</p> <p>5 改修工事の当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億円の負担（税収等の負担）をかけた“事実”。</p> <p>東京都は、これら1・2・3・4・5の“事実”を否定し、行政運営上の正当性を証明する“証拠”の全てを提示して下さい。提示できない場合には、全て認めたと見做します。都知事が表明されている。『「情報公開」は一丁目一番である。』『都民ファースト。』による「東京都コンプライアンス基本方針」に基づく“住民自治”の観点から「都民・保護者の知る権利」に基づく権利利益の保護の為に「行政の説明責任（義務）」を行政の無謬性に基づき説明下さい。以上</p> <p>3 2と同様「情報公開事務の手引（平成30年2月）」第3項の『「事務の遂行に著しい支障が生じる」とは、通常生じる支障の程度を超えた、業務上看過しえない支障をいいます』と記載されていますが、1～（3）延長期間が6ヶ月を超過する決定をしたものがある場合「事務の遂行に著しい支障が生ずる」具体的かつ客観的な“事実”を証明する“証拠”「勤務カード、行動予定表、行動実績表、各種報告書等」</p> <p>東京都教育庁が主張する東京情報公開制度において「特例延長」を決定する際に『「相当の部分」及び「残りの公文書」について決定せず、開示請求に係る全ての公文書について条例第12条第3項の規定により開示決定等の延長を行ったものである。』行政及び行政運営を行うことを正当化する法令、条例等「東京都コンプライアンス基本方針」等“事実”を証明する“証拠”となる「公文書」は何か？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1									<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
412	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>平成28年10月に実施された、都立日野台高校特別教室棟校舎改修工事は、平成28年6月、施工業者松尾・長井共同企業体が、校舎の躯体構造部のコンクリート柱の不具合を発見、東京都に報告されました。しかしながら、東京都は、同校生徒・保護者に対し、自らが作成し、保護者会で説明(合計3回「①約20人 ②約50人 ③7人」全校生徒・世帯約1000人・世帯)不参加者への議事録の交付要求に対し、頑なに拒否し、議事録の存在すら知らされていません。東京都は、この事故により、生徒・保護者は、各学年当初学校側から説明されていた、工事完成が約1年遅れた事により</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改修工事後の校舎が利用できず、不自由なプレハブ校舎での学校生活を強いられた“事実”。 2 周辺の住民の方々も、詳しい説明も聞かされずに、工事の延長による不具合・協力を強いられた“事実”。 3 改修工事の計画段階からの東京都の調査不足、被害者である生徒・保護者等への説明責任を果たしていない“事実”。 4 「再発防止」の為に「原因を究明」しようとする保護者らに対し「情報公開」妨害の“事実”。 5 改修工事の当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億円の負荷(税収等の負担)をかけた“事実”。 <p>東京都は、これら1・2・3・4・5の“事実”を否定し、行政運営上の正当性を証明する“証拠”の全てを提示して下さい。提示できない場合には、全て認めたと見做します。都知事が表明されている。『「情報公開」は一目一番である。』『都民ファースト。』による「東京都コンプライアンス基本方針」に基づく“住民自治”の観点から「都民・保護者の知る権利」に基づく権利利益の保護の為「行政の説明責任(義務)」を行政の無謬性に基づき説明下さい。以上</p> <p>東京都が「各校の耐震補強工事完了時(教室棟のみ)耐震性能を保証するデータ・数値の全て(IS値・DS値等を含んだもの)又、耐震補強工事完了時に①「構造計算書」②「耐震保証書」(①・②とも名称の如何を問わず)がない場合、その耐震性能を確保したとする理由・根拠」となる“証拠”を保有していない学校が存在する“事実”を確認しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都が、当該“証拠”を保有しない学校はどこか? (2)それは、具体的にどのような方法で調査をかけたのか? (3)当該“証拠”を保有している学校はどこか? (4)当該“証拠”を保有していない学校はどこか? (5)(3)の学校の耐震性能上の安全性を確保している法令等・建築技術等の“証拠”となるものは何か? (6)(4)の学校の耐震性能上の安全性を確保している法令等・建築技術等の“証拠”となるものは何か? 2 東京都において、建物老朽化等により既存校舎建替え等を行う場合、その意思判断決定において、検討される資料「耐震性能保証書(IS値・DS値等を含む。)、構造計算書、構造計算書が存在しない場合の現地調査報告書等」は何なのか?具体的には? (2)同 建物建替等の意思判断決定に至る“事実”を証明する“証拠”となるものは何か? (3)既存建物改修工事を選択した場合、その耐震性能上の安全性を確保すると意思判断決定する法令等建築技術等の“証拠”資料等は何か? (4)万一、2～(3)の“証拠”資料等がない場合にこれに替わる耐震性能上の安全の確保している法令等・建築技術等の“証拠”となるものは何か? 3 東京都において、耐震補強工事を実施した場合、その耐震工事を必要とする数値・データに基づく“証拠”資料等から、耐震工事の完成により、耐震性能の安全性が確保された“証拠”となる数値・データは、何の“証拠”資料等によって確認するのか? (2)万一、3の“証拠”資料等がない場合、どのような方法調査、又は“証拠”資料等によって耐震性能上の安全性を確保するデータ・数値を証明するのか?具体的な理由・根拠となる“証拠”資料等は何か? 4 東京都が保有する全都立学校は、耐震性能上の安全性が数値・データ(IS値・DS値等を含む)で確保されていると保証ができるのか? (2)この耐震性能上の安全性は、具体的かつ客観的に法令等・建築技術的知識証明できる“証拠”資料等によるものか? (3)万一、この資料がない場合には、これに替わる、具体的かつ客観的に法令等建築技術的知識に証明できる“証拠”資料等によるものか? 「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき説明下さい。以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上 	-					1										<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
413	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>東京都教育庁が主張する東京情報公開制度において「特例延長」を決定する際に『「相当の部分」及び「残りの公文書」について決定せず、開示請求に係る全ての公文書について条例第12条第3項の規定により開示決定等の延長を行ったものである。』行政及び行政運営を行うことを正当化する法令、条例等「東京都コンプライアンス基本方針」等“事実”を証明する“証拠”となる「公文書」は何か?</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-						1									<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
414	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>東京都は、平成27年10月日野台高校特別教室棟校舎改修工事を実施し、翌28年6月柱のジャンカ(東京都は否定)により工事が止まり、その後、調査、補強工事、従来の改修工事の再開により約1年、当初の完成時期より遅延により生徒に当初の約束を破り、機会利益損失を与えました。東京都は恐ろしい事に、今尚、不具合の原因を「原因特定ができていない。」と表明し、にもかかわらず工事を実施して不具合原因の“事実”を秘匿し続けています。又、当該特別教室棟校舎改修工事遅延(約1年)により、当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億の負荷(税収等の負担)をかけた“事実”があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都は、「周辺環境モニタリング」を実施していない? (2)同実施した“事実”を証明する“証拠”とは何があるのか? <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-						1									<p>本件開示請求の内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
415	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>1 耐震補強工事を実施した各学校において耐震補強工事を必要とした理由・根拠の“証拠”（耐震性能上の安全性の指標となる数値・データ）とは何か？</p> <p>(2) 耐震補強工事の実施工事の完了により耐震性能上の安全性を確保した“証拠”（耐震性能上の安全性の指標となる数値・データ）とは何か？</p> <p>(3) (2)の各校各々の名称は何か？</p> <p>(4) 万一、(2)がない場合、東京都が耐震性能上の安全性を確保した“証拠”（耐震性能上の安全性の指標となる数値・データ）となる全ての資料等は何か？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
416	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>1 教育庁職員●●は「土壌汚染ではない。」との主張はしていないと「公文書」で虚偽の説明をしています。(音声記録あり)その理由は何故ですか？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、本件改修工事に関する実施機関の判断や職員の言動の理由を問うものであり、当該言動の理由について、個々に対応する公文書が存在するとは通常考えられないことから、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
417	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>東京都教育庁が主張する東京情報公開制度において「特例延長」を決定する際に『「相当に部分」及び「残りの公文書」について決定せず、開示請求に係る全ての公文書について条例第12条第3項の規定により開示決定等の延長を行ったものである。』行政及び行政運営を行なうことを正当化する法令・条例等「東京都コンプライアンス基本方針」等“事実”を証明する“証拠”となる「公文書」は何か？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
418	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>1 東京都は、「周辺環境モニタリング」を実施していない？ (2) 同実施した“事実”を証明する“証拠”とは何かあるのか？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
419	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>平成28年10月に実施された、都立日野台高校特別教室棟校舎改修工事は、平成28年6月、施工業者松尾・長井共同企業体が、校舎の躯体構造部のコンクリート柱の不具合を発見、東京都に報告されました。しかしながら、東京都は、同校生徒・保護者に対し、自らが作成し、保護者会で説明（合計3回「①約20人 ②約50人 ③7人」全校生徒・世帯約1000人・世帯）不参加者への議事録の交付要求に対し、頑なに拒否し、議事録の存在すら知らされていません。東京都は、この事故により、生徒・保護者は、各学年当初学校側から説明されていた、工事完成が約1年遅れた事により</p> <p>1 改修工事後の校舎が利用できず、不自由なプレハブ校舎での学校生活を強いられた“事実”。</p> <p>2 周辺の住民の方々も、詳しい説明も聞かされずに、工事の延長による不具合・協力を強いられた“事実”。</p> <p>3 改修工事の計画段階からの東京都の調査不足、被害者である生徒・保護者等への説明責任を果たしていない“事実”。</p> <p>4 「再発防止」の為に「原因を究明」しようとする保護者らに対し「情報公開」妨害の“事実”。</p> <p>5 改修工事の当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億円の負荷（税収等の負担）をかけた“事実”。</p> <p>東京都は、これら1・2・3・4・5の“事実”を否定し、行政運営上の正当性を証明する“証拠”の全てを提示して下さい。提示できない場合には、全て認めたと見做します。都知事が表明されている。『「情報公開」は一目一歩である。』『都民ファースト。』による「東京都コンプライアンス基本方針」に基づく“住民自治”の観点から「都民・保護者の知る権利」に基づく権利利益の保護の為「行政の説明責任（義務）」を行政の無謬性に基づき説明下さい。以上</p> <p>1 耐震補強工事を実施した各学校において耐震補強工事が必要とした理由・根拠の“証拠”（耐震性能上の安全性の指標となる数値・データ）とは何か？</p> <p>(2) 耐震補強工事の実施工事の完了により耐震性能上の安全性を確保した“証拠”（耐震性能上の安全性の指標となる数値・データ）とは何か？</p> <p>(3) (2)の各校各々の名称は何か？</p> <p>(4) 万一、(2)がない場合、東京都が耐震性能上の安全性を確保した“証拠”（耐震性能上の安全性の指標となる数値・データ）となる全ての資料等は何か？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1									<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
420	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>東京都が「各校の耐震補強工事完了時(教室棟のみ)耐震性能を保証するデータ・数値の全て (IS値・DS値等を含んだもの) 又、耐震補強工事完了時に①「構造計算書」②「耐震保証書」(①・②とも名称の如何を問わず)がない場合、その耐震性能を確保したとする理由・根拠」となる“証拠”を保有していない学校が存在する“事実”を確認しました。</p> <p>1 東京都が、当該“証拠”を保有しない学校はどこか？ (2) それは、具体的にどのような方法で調査をかけたのか？ (3) 当該“証拠”を保有している学校はどこか？ (4) 当該“証拠”を保有していない学校はどこか？ (5) (3)の学校の耐震性能上の安全性を確保している法令等、建築技術等の“証拠”となるものは何か？ (6) (4)の学校の耐震性能上の安全性を確保している法令等、建築技術等の“証拠”となるものは何か？</p> <p>2 東京都において、建物老朽化等により既存校舎建替え等を行う場合、その意思判断決定において、検討される資料「耐震性能保証書 (IS値・DS値等を含む。)、構造計算書、構造計算書が存在しない場合の現地調査報告書等」は何なのか？具体的には？ (2) 同建物建替え等の意思判断決定に至る“事実”を証明する“証拠”となるものは何か？ (3) 既存建物改修工事を選択した場合、その耐震性能上の安全性を確保すると意思判断決定する法令等建築技術等の“証拠”資料等は何か？ (4) 万一、2～(3)の“証拠”資料等がない場合にこれに替わる耐震性能上の安全の確保している法令等、建築技術等の“証拠”となるものは何か？</p> <p>3 東京都において、耐震補強工事を実施した場合、その耐震工事を必要とする数値・データに基づく“証拠”資料等から、耐震工事の完成により、耐震性能の安全性が確保された“証拠”となる数値・データは、何の“証拠”資料等によって確認するのか？ (2) 万一、3の“証拠”資料等がない場合、どのような方法調査、又は“証拠”資料等によって耐震性能上の安全性を証明するデータ・数値を証明するのか？具体的な理由・根拠となる“証拠”資料等は何か？</p> <p>4 東京都が保有する全都立学校は、耐震性能上の安全性が数値・データ (IS値・DS値等を含む) で確保されていると保証ができるのか？ (2) この耐震性能上の安全性は、具体的かつ客観的に法令等、建築技術的知識証明できる“証拠”資料等によるものか？ (3) 万一、この資料がない場合には、これに替わる、具体的かつ客観的に法令等建築技術的知識に証明できる“証拠”資料等によるものか？ 「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき説明下さい。</p> <p>(4) (2)・(3)の場合、その理由・根拠を法令・条例等の根拠に基づいた“証拠”書等は何か？(決裁文書を含む。)</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
421	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>当該「理由説明書」の</p> <p>1 (2)の「平成17年度校舎(特別教室棟)の工事実施により、前述の診断結果一覧の数値・データが耐震性能上どのように改善されたのか具体的かつ客観的な数値・データ」を東京都では「都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事施工写真」をその“証拠”「公文書」として公開決定しています。</p> <p>(1) 当該「公文書」の一体どの部分が公開請求内容に該当するのか具体的かつ客観的“証拠”をもって証明してください。以上。</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
422	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>1 監理技術者及び主任技術者の変更の“事実”はあったのか？なかったのか？ (2) 変更があった場合、「変更した事が分かる文書」を作成しなかった正当性を証明する“証拠”は何か？ (3) 都立学校で1～(2)の場合、それはどの学校か？ (4) 同「変更した事が分かる文書」を作成した学校はどこか？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号	9号
423	R2. 3. 11	R2. 7. 8	1 「コンクリート中性化」検査(調査)実施していない“事実”を確認しました。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上	-					1											本件開示請求の内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
424	R2. 3. 11	R2. 7. 8	1 「工事状況報告書」(平成28年6月14日決裁文書)を視認の上、財務局建設保全部職員数人と工事が中止になった、都立日野台高校を視察に行った“事実”の中、作成した組織共用文書が何もない、視察者全員の行政運営行為の正当性を証明する“証拠”は何かあるのか? 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上	-					1											本件開示請求の内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
425	R2. 3. 11	R2. 7. 8	平成28年10月に実施された、都立日野台高校特別教室棟校舎改修工事は、平成28年6月、施工業者松尾・長井共同企業体が、校舎の躯体構造部のコンクリート柱の不具合を発見、東京都に報告されました。しかしながら、東京都は、同校生徒・保護者に対し、自らが作成し、保護者会で説明(合計3回①約20人 ②約50人 ③7人)全校生徒・世帯約1000人・世帯)不参加者への議事録の交付要求に対し、頑なに拒否し、議事録の存在すら知らされていません。東京都は、この事故により、生徒・保護者は、各学年当初学校側から説明されていた、工事完成が約1年遅れた事により 1 改修工事後の校舎が利用できず、不自由なプレハブ校舎での学校生活を強いられた“事実”。 2 周辺の住民の方々も、詳しい説明も聞かされずに、工事の延長による不具合・協力を強いられた“事実”。 3 改修工事の計画段階からの東京都の調査不足、被害者である生徒・保護者等への説明責任を果たしていない“事実”。 4 「再発防止」の為に「原因を究明」しようとする保護者らに対し「情報公開」妨害の“事実”。 5 改修工事の当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億円の負荷(税収等の負担)をかけた“事実”。 東京都は、これら1・2・3・4・5の“事実”を否定し、行政運営上の正当性を証明する“証拠”の全てを提示して下さい。提示できない場合には、全て認めたと見做します。都知事が表明されている。『「情報公開」は一丁目一番である。』『都民ファースト。』による「東京都コンプライアンス基本方針」に基づく「住民自治」の観点から「都民・保護者の知る権利」に基づく権利利益の保護の為「行政の説明責任(義務)」を行政の無謬性に基づき説明下さい。以上 1 東京都が日野台高校特別棟の耐震性能が確保されていたと主張する具体的な“証拠”資料名は何なのか? 2 それはいつの時点を指すのか? (2) (イ)耐震補強工事完了時の平成17年度を指すのか? (ロ)その具体的な“証拠”資料名は何なのか? (ハ)耐震性能を確保していたと主張する“証拠”資料等の具体的な数値・データは何なのか?(IS値・DS値等) 3 (1)改修工事計画策定時に既存校舎の耐震性能が確保されていたと主張する“証拠”資料とは何なのか? (2)耐震性能を確保していたと主張する“証拠”資料等の具体的な数値・データは何なのか?(IS・DS値等) 4 特別教室棟の不具合(建物構造上の主要な構成物である柱本体のコンクリートのかぶり厚が不足して鉄筋が露出して錆びてた“事実”)発見時に特別教室棟の耐震性能上の安全性が確保されていたと主張する“証拠”資料等の具体的な数値・データは何なのか?(IS・DS値等) (2)前記数値・データが無く、東京都が表明している「平成28年11月17日、同年11月27日、保護者会説明資料(東京都作成)」不具合の原因特定ができない“事実”にもかかわらず、東京都が主張する当該校舎の耐震性能上の安全性は確保されていたと主張する“証拠”資料等の具体的な数値・データは何なのか?(IS・DS等) 5 当該校舎の不具合補強工事が完了した際、東京都が主張する当該校舎の耐震性能上の安全性は確保されていたと主張する“証拠”資料等の具体的な数値・データは何なのか?(IS・DS等) 6 当該校舎の改修工事が完了(不具合が特定されていない中、不具合補強工事を実施・完了(参照 平成28年11月17日、同年11月27日保護者説明資料)した時点で、東京都が主張する当該校舎の耐震性能上の安全性は確保されていると主張する“証拠”資料等の具体的な数値・データは何なのか?(IS・DS等) 7 東京都が主張する「不具合原因のモルタルの劣化は、耐震性能上の問題はない。」(前記保護者会資料参照)と主張するにもかかわらず、生徒達に当初予定より約1年間も不自由なプレハブ計画を強いて、この“事実”を都民に負担させた理由・根拠は何なのか? 以上、本「意見書」について東京都は組織共用文書で回答下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上	-					1											本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
426	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>1 当該事案につき、東京都は (1) 耐震補強工事完了後、耐震工事前に耐震性能上の安全性が満たされない状態から耐震補強工事後の耐震性能上の安全性を担保する“証拠”となる公文書がないにもかかわらず、耐震上の安全性を保証する“証拠”を持ち合わせていない。あると主張する場合、その“証拠”となる公文書は何か？ (2) 万一、無い場合、既存校舎改修工事を実施してしまっ理由・根拠を証明する“証拠”となる“証拠”とは何か？</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
427	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>平成28年10月に実施された、都立日野台高校特別教室棟校舎改修工事は、平成28年6月、施工業者松尾・長井共同企業体が、校舎の躯体構造部のコンクリート柱の不具合を発見、東京都に報告されました。しかしながら、東京都は、同校生徒・保護者に対し、自らが作成し、保護者会で説明(合計3回「①約20人 ②約50人 ③7人」全校生徒・世帯約1000人・世帯)不参加者への議事録の交付要求に対し、頑なに拒否し、議事録の存在すら知らされていません。東京都は、この事故により、生徒・保護者は、各学年当初学校側から説明されていた、工事完成が約1年遅れた事により 1 改修工事後の校舎が利用できず、不自由なプレハブ校舎での学校生活を強いられた“事実”。 2 周辺の住民の方々も、詳しい説明も聞かされずに、工事の延長による不具合・協力を強いられた“事実”。 3 改修工事の計画段階からの東京都の調査不足、被害者である生徒・保護者等への説明責任を果たしていない“事実”。 4 「再発防止」の為に「原因を究明」しようとする保護者らに対し「情報公開」妨害の“事実”。 5 改修工事の当初予算約16億円が、東京都の調査・計画の行政運営上の不備により、東京都の財政上に約1.7億円の負荷(税収等の負担)をかけた“事実”。 東京都は、これら1・2・3・4・5の“事実”を否定し、行政運営上の正当性を証明する“証拠”の全てを提示して下さい。提示できない場合には、全て認めたと見做します。都知事が表明されている。『「情報公開」は一丁目一番である。』『都民ファースト。』による「東京都コンプライアンス基本方針」に基づく「住民自治」の観点から「都民・保護者の知る権利」に基づく権利利益の保護の為に「行政の説明責任(義務)」を行政の無謬性に基づき説明下さい。以上 1 東京都は、「都立日野台高校校舎改修工事が約1年間、当初予定より遅延した」“事実”を否定するのか？否定しない場合、その原因となった“事実”は何なのか？全ての“証拠”をもって説明して下さい。 2 東京都は、平成28年11月2回、平成30年7月1回実施した「保護者説明会」時の配布資料と松尾・長井建設企業共同体の「工事状況報告書」の不具合原因の相違の“事実”を否定するのか？否定しない場合、その“事実”の不具合原因の相違の“事実”を証明する全ての“証拠”資料等を証明して下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1									<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	
428	R2. 3. 11	R2. 7. 8	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中で発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。 東京都教育庁では、 1 「当該工事は、東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため…」と表明しています。「平成27年度 大規模改修工事の計画策定等(特別教室棟)、2階部の建物の構造体を構成し耐震に影響を与える部材(柱本体)(耐震上に全く問題のない柱のモルタルの劣化は除く。)の調査内容の全て…証拠」が教育庁でなく財務局に委任している“事実”を証明する“証拠”とは何か？ 2 教育庁が「東京都コンプライアンス基本方針」に従い、「都民・生徒・保護者の知る権利」の権利利益を侵害していると言う、当方の主張を否定する証明となる“事実”の“証拠”は何か？「行政の説明責任」による義務として秘匿せずに“証拠”を提示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1									<p>本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
429	R2. 3. 12	R2. 7. 10	令和●年●月●日、開示請求者は●時に、都立日野台高校に出向き直接別紙表題を手渡し、收受いただきました。これは、日野台高校の●●が認める日野台高校校舎改修工事の不具合発生による特別教室棟の引き渡し約1年遅延したものであり、これにより生徒は、当初学校側より説明を受けていた新校舎の使用が遅れ不便なプレハブ校舎での生活を強いられました。当初工事予算より、当該原因により、約1億7千万円のサービス会計上の負担を都政に対して与えた事です。これらの“事実”は●●が認められるように学校側から生徒・保護者に真の原因説明が未だ説明されていず、東京都に対し、●●が説明するよう求めている“事実”の為に、“生徒・保護者の知る権利”が侵害されている状態が続いています。「東京都コンプライアンス基本方針」が果たして適切に運用されているかを確認するため、各「要求書」の公文書 それを証明するための“証拠”を開示下さい(別添音声記録 令和●年●月●日 ●●)以上	-					1										本件請求内容は、実施機関が過去に公文書の開示決定等を行った内容について再度請求するものであり、同一の文書が特定されることを承知の上で行われていることは明らかである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
430	R2. 3. 12	R2. 7. 10	令和●年●月●日、開示請求者は●時に、都立日野台高校に出向き直接別紙表題を手渡し、收受いただきました。これは、日野台高校の●●が認める日野台高校校舎改修工事の不具合発生による特別教室棟の引き渡し約1年遅延したものであり、これにより生徒は、当初学校側より説明を受けていた新校舎の使用が遅れ不便なプレハブ校舎での生活を強いられました。当初工事予算より、当該原因により、約1億7千万円のサービス会計上の負担を都政に対して与えた事です。これらの“事実”は●●が認められるように学校側から生徒・保護者に真の原因説明が未だ説明されていず、東京都に対し、●●が説明するよう求めている“事実”の為に、“生徒・保護者の知る権利”が侵害されている状態が続いています。「東京都コンプライアンス基本方針」が果たして適切に運用されているかを確認するため、各「要求書」の公文書 それを証明するための“証拠”を開示下さい(別添音声記録 令和●年●月●日 ●●)以上	-					1										本件請求内容は、実施機関が過去に公文書の開示決定等を行った内容について再度請求するものであり、同一の文書が特定されることを承知の上で行われていることは明らかである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
431	R2. 3. 16	R2. 7. 14	東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に見えられた、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。 都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等 (IS値・DS値等) の数値・データで東京都が保有する全てのもの) の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上	-					1										本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
432	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
433	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
434	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
435	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
436	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
437	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事途中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機会利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。又、当初予定していた工事金額から約1億7千万円もの工事金額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。</p> <p>都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等）の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
438	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都教育庁では、都政の「一丁目一番地」と標榜される「情報公開」が不適切に実施され、住民自治の観点から“都民・住民の知る権利”は“行政の説明責任・義務”の不作为により空絵事と成り果てています。どうか都民として、各々住まう市区町村の住民として、単なるお題目である「東京都コンプライアンス基本方針」が本物の“教典”になる事を願います。</p> <p>別紙（●教学高第●号 令和●年●月●日「理由説明書」記載都立各高等学校の現在の校舎が現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等の数値データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
439	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都教育庁では、都政の「一丁目一番地」と標榜される「情報公開」が不適切に実施され、住民自治の観点から“都民・住民の知る権利”は“行政の説明責任・義務”の不作为により空絵事と成り果てています。どうか都民として、各々住まう市区町村の住民として、単なるお題目である「東京都コンプライアンス基本方針」が本物の“教典”になる事を願います。</p> <p>別紙（●教学高第●号 令和●年●月●日「理由説明書」記載都立各高等学校の現在の校舎が現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等の数値データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
440	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都教育庁では、都政の「一丁目一番地」と標榜される「情報公開」が不適切に実施され、住民自治の観点から“都民・住民の知る権利”は“行政の説明責任・義務”の不作为により空絵事と成り果てています。どうか都民として、各々住まう市区町村の住民として、単なるお題目である「東京都コンプライアンス基本方針」が本物の“教典”になる事を願います。</p> <p>別紙（●教学高第●号 令和●年●月●日「理由説明書」記載都立各高等学校の現在の校舎が現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等の数値データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
441	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都教育庁では、都政の「一丁目一番地」と標榜される「情報公開」が不適切に実施され、住民自治の観点から“都民・住民の知る権利”は“行政の説明責任・義務”の不作为により空絵事と成り果てています。どうか都民として、各々住まう市区町村の住民として、単なるお題目である「東京都コンプライアンス基本方針」が本物の“教典”になる事を願います。</p> <p>別紙（●教学高第●号 令和●年●月●日「理由説明書」記載都立各高等学校の現在の校舎が現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等の数値データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 各「理由説明書」の波線部について回答の上、開示下さい。以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1										<p>本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
442	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>東京都教育庁では、都政の「一丁目一番地」と標榜される「情報公開」が不適切に実施され、住民自治の観点から“都民・住民の知る権利”は“行政の説明責任・義務”の不作为により空絵事と成り果てています。どうか都民として、各々住まう市区町村の住民として、単なるお題目である「東京都コンプライアンス基本方針」が本物の“教典”になる事を願います。</p> <p>東京都教育庁総務部法務担当●●は、別紙1（●教総法第●号令和●年●月●日弁明書（公文書） 開示請求者が、昨年●月以来、審査請求を50数件申請しているところ、現在まで1本も答申が成されていないが、このような事態につきどう思うか？問い質したところ『「異常な状態だと思います」との一般的な所感を述べたものである。』との回答をしたものです。しかしながら、今後の情報公開請求では、別紙2（●教総法第●号令和●年●月●日非開示決定通知書）では、当該事案について「請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため」との理由を申し述べています。</p> <p>東京都教育庁では、日野台高校校舎改修工事遅延（約1年）事故について （1）特別教室棟校舎改修遅延（約1年）原因について被害者である（プレハブによる学校生活を当初説明より約1年延長させられたことによる機会利益の損失）。 （2）完成した特別教室棟の耐震偽装疑惑。 （3）グラウンド改良工事が“土壌汚染（フッ素・鉛）”で“事実”を秘匿して虚偽説明を行った。 （4）当々事案における「情報公開」の妨害。 （5）これら1・2・3により、当初の校舎改修工事予算から工事増額による都政の財務会計上に約1.7億円の財政負担（税金等に対して負荷をかけた）を強いた具体的かつ客観的“事実”があります。</p> <p>東京都は、平成28年10月より都立日野台高校校舎改修工事を行うに伴い、同校グラウンド改良工事を実施しました。しかしながら、土壌汚染（フッ素・鉛）の存在の“事実”を同校保護者説明会（平成28年11月17日、同年11月27日及び平成30年7月30日に実施）の際、東京都が作成・交付した資料当時の説明及び保護者からの質疑について土壌汚染の“事実”を秘匿し、虚偽の説明を行いました。又、この土壌汚染（フッ素・鉛）の存在の“事実”について、同校保護者らが東京都情報公開条例に基づく「情報公開請求」を申請した際、13本に及ぶ「特例延長」を行い、「相当な部分」の開示を全く行わず、最長1年超にも及ぶ延期を行いました。これは明らかに情報公開に対する妨害であり、“都民・住民の知る権利”の侵害であると同時に“行政の説明責任義務”の放棄であります。</p> <p>③行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」の作成義務の意図的遅延による審査会及び請求人に対する妨害行為。 （2）各①・②・③と3の各々の関係性を示す“証拠”とは何か？ （3）各①・②・③と3の各々の関係性を示さないと主張する場合、その証明となる“証拠”は何か？ 以上全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。以上</p>	-					1									<p>本件開示請求の内容は、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	
443	R2. 3. 16	R2. 7. 14	<p>18校の都立学校につき、建物構造上主要な部位の柱本体（壁、基礎を含む）がコンクリートのかぶり厚不足（東京都が主張するモルタル等の劣化は耐震上、何等問題がないので除く。）により鉄筋がむき出しになって、一部錆びているために「コンクリートの中性化調査」を実施した“事実”を証明する“証拠”資料（数値・データを含む）は存在するのかわかるか？ 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の組織共用文書を開示下さい。以上</p>	-					1									<p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p>	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
444	R2. 3. 18	R2. 7. 16	(別紙1 ●財建施二第●号令和●年●月●日「弁明書」)によると、(別紙2 ●総経法査第●号の●令和●年●月●日「審査会諮問通知書」)の公文書件名各1・2・3・4・「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」平成●年●月●日の各公文書は、「東京都教育委員会が作成しており…公文書の全部を開示しない決定を行ったものである。」と記載されています。 1 これら全ての作成した“事実”を証明する“証拠”資料等。 (2) 1を作成した“証拠”となる全ての決裁文書。 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”資料等を開示下さい。以上	-					1										本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
445	R2. 3. 18	R2. 7. 16	別紙 ●財建施二第●号令和●年●月●日非開示決定通知、都立日野台高校施工実施期間である「財務局」で工事の為に必要として確認(取得「工事実施時」)した検討した資料の証明となる“証拠”資料等の全て(当該改修工事における耐震性能上の安全性の確保等の重要な公文書に限る。)以上全ての“事実”の証明となる“証拠”資料等の公文書を開示下さい。	-					1										本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが推察され、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
446	R2. 3. 19	R2. 7. 17	都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等(IS値・DS値等の数値・データで東京都が保有する全てのもの)の公文書は何か? 1 8校の都立学校につき、建物構造上主要な部位の柱本体(壁・基礎を含む)がコンクリートのかぶり厚不足(東京都が主張するモルタル等の劣化は耐震上、何等問題がないので除く。)により鉄筋がむき出しになって、一部錆びているために「コンクリートの中核化調査」を実施した“事実”を証明する“証拠”資料(数値・データを含む)は存在するのか? 1 8校の都立学校につきを都立日野台高校特別教室棟に読み替える。 以上の全ての公文書の証明となる“証拠”を開示下さい。以上	-					1										本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				8号
447	R2. 3. 19	R2. 7. 17	都立日野台高校特別教室棟の現在の校舎が、現時点の耐震性能上の安全性を確保している証明となる“証拠”資料等（IS値・DS値等の数値・データで東京都が保有する全てのもの）の公文書は何か？ 18校の都立学校につき、建物構造上主要な部位の柱本体（壁・基礎を含む）がコンクリートのかぶり厚不足（東京都が主張するモルタル等の劣化は耐震上、何等問題がないので除く。）により鉄筋がむき出しになって、一部錆びているために「コンクリートの中中性化調査」を実施した“事実”を証明する“証拠”資料（数値・データを含む）は存在するの？ 都立日野台高校特別教室棟を別紙●教学高第●号「理由説明書」記載各都立学校と読み替える（ただし教室棟のみ） 以上の全ての公文書の証明となる“証拠”を開示下さい。以上	-					1										本件開示請求の内容は、過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
448	R2. 3. 30	R2. 7. 20	平成28年6月14日以降、現在まで都立日野台高校の校舎不具合発覚『（「工事状況報告書」施工業者松尾・長井共同企業体作成東京都決裁文書）コンクリートの柱本体のかぶり厚不足による鉄筋のむき出し及び錆の発生（ジャンカ）≠東京都は否定』依頼。 1 都立日野台高校より、生徒・保護者に作成・交付した、当該事案（特別教室棟改修工事不具合発見より本日現在まで）の全ての文書及び資料等。 (1) 生徒・保護者説明会資料・議事録等（ただし、何故か、一般の生徒・保護者は除くPTA役員会にだけ特別作成・交付された？資料等は除く。「理由」→東京都及び学校が何等かの理由により、一般生徒・保護者には秘しPTA役員にだけ特別に説明会を開催したため「平成30年6月14?15?16?」に開催されたとの事。 (2) その他生徒・保護者に当該“事実”を証明する“証拠”文書等。 2 同東京都教育委員会が当該事案につき次の者に作成・交付した公文書（「東京都コンプライアンス基本方針」及び法令・条例等各種職務規定に従って「都民・住民の“知る権利”に立脚して「行政の説明責任・義務」を果たしていることを証明したものに限る。） (1) 都立日野台高校生徒・保護者。 (2) 都立日野台高校及び同校関係者。 (3) 財務局・各部署 (4) 管理会計局 (5) 議会局 (6) 総務局 (7) 教育委員会 (8) ●●●●（現）財務局経理部長 ※平成30年度財務局①経理部長②主計部長③オリンピック調整部長 (9) 小池百合子都知事 3 教育庁において、当該事案における同期間に打ち合わせ・協議された職務共用及び組織共用文書の全ての“証拠”資料等。 (2) 3教育庁及び、他関係部署間において、当該事案における同期間に打ち合わせ協議された職務共用文書及び組織共用文書の全ての“証拠”資料等。 4 教育庁より2-(1)から(9)に対して当該事案における次の作成・交付された公文書。 (1) 「原因究明の為」の事故報告書。(名称の如可を問わず) (2) 「再発防止の為の予防策」(名称の如可を問わず。) (3) 万一、4-(1)、4-(2)が作成されない場合、その理由・根拠となる「行政の行政運営状況の説明責任・義務」に基づく「被害者・都民・住民の知る権利」の権利利益の保護を図っている“事実”を証明している“証拠”となる法令及び条例の根拠。 7 当該事故が、発生後、当該事案の不具合発生による調査・補強工事等、当初工事予定金額より「約1億7千万円」増額となっています。確かに会計年度途中に発生した事故の為教育庁より、当該金額が特別予算計上されています。しかしながら、この「約1億7千万円」の増額は議会局においても管理会計局においても何等説明および“公金支出”の“事実”が判明しません。一部の保護者らは、この“事実”を知ることとなり何かとてつもない事態が起っていると考えています。 (1) 当該事案の都政の財務会計上に約1億7千万円の不可を東京都教育庁が与えたという“事実”を否定する全ての証明となる“証拠”資料等の公文書。 以上、1～7までの全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の法令・条例等及び「東京都コンプライアンス基本方針」の該当事項を示し組織共用文書で開示下さい。以上。	-					1									本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	
449	R2. 3. 30	R2. 7. 20	東京都は、都立日野台高校の校舎改修工事中に発見された、原因が今なお不特定の中で、補強工事を実施してしまい、校舎を完成させてしまいました。 生徒・保護者は、東京都に対し、約1年完成が遅延した為に当初説明された、校舎使用の機械利益の損失を受けた“事実”について“真実”の説明を要求し続けています。 又、当初予定していた工事全額から約1億7千万円もの工事全額の増額により、都民に“財政的負担”を強いた“事実”に基づき「東京都コンプライアンス基本方針」に基づいた「都民・生徒・保護者の知る権利」による、東京都の「行政の説明責任・義務」を“証拠”をもって説明して下さい。 1 教育庁が、当該事故の調査・検査・工事等を依頼し請負契約等をした企業の (1) 契約書 (2) 調査報告書・工事状況報告書等其他名称の如可を問わず全ての成果物等の“証拠”資料等の公文書の全て。 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”の全ての組織共用文書を開示下さい。以上	-					1									本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	局名	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
450	R2. 3. 31	R2. 7. 22	別紙1 (●教学高第●号令和●年●月●日「保有個人非開示決定通知書」) による「都民の“知る権利”」に基づく情報公開請求に基づく「公文書」を作成せず「確認書」・「要求書」「要望書」等を組織的職務懈怠により放置しています。との主張に対し、別紙2 (●教学高第●号令和●年●月●日) 「弁明書」において「本職において対象文書の有無を確認したところ、請求に係る文書は現に保有しておらず、存在しないことから・・・」と記載されています。 1 (1) 平成●年●月●日以降、東京都教育庁が当該事案で収取した文書等の“証拠”となるものは何か？ (2) 同右以降教育庁が当該事案で收受し、関係職員へ供覧 (閲覧) した文書等の“証拠”となるものは何か？ (3) 同右以降教育庁が当該事案で收受し、「都民住民の“知る権利”」がある者に回等したものは何か？ 具体的な“証拠”資料は何か？ (4) 1ー (1) ・ (2) ・ (3) の各決裁文書 (5) 1ー (1) ・ 1～ (2) ・ 1～ (3) の対象文書は (イ) 要求書 (ロ) 要望書 (ハ) 願書 (ニ) 意見書 (ホ) その他 以上1 (1) ～ (5) までの全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。	-					1										本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
451	R2. 4. 2	R2. 7. 22	1 過日、貴部局に別紙「東京都コンプライアンス基本方針」適正運用「確認要求書」を貴部局局長・部長及び次長に直接渡しその“証拠”の提出を求め、貴部局が承認の上、收受したものです。(令和2年当該職が異動の場合・同・新該当者以下同じ。)(別紙1参照) (1) 貴部局長・部長及び次長が直接「確認要求書」を確認した“事実”を証明する“証拠”となる文書等 (2) 万一、貴部局長・部長及び次長が当該「確認要求書」を確認した“事実”が証明できない場合「東京都コンプライアンス基本方針」及び都職員規定・規則等により、その正当性を証明する“証拠”文書等は何か？ 2 当該「確認要求書」は、日野台高校改修工事に伴う不具合発生による工事遅延(約1年)に起因する増額工事約1.7億円の「公金支出の不明」が保護者の指摘により発覚した事案です。(別紙2参照) (1) 貴部局長・部長及び次長が当該“事実”を認知していない証明となる全ての“証拠”となる公文書とは何か？ (2) 貴部局で当方が主張する、当該事案による約1.7億円の増額の“事実”を否定する証明となる全ての“証拠”資料等の公文書とは何か？ (3) 万一、当方らの当該事案の約1.7億円の増額の“事実”を否定しない場合、その“事実”を証明する“証拠”文書等の全ての公文書とは何か？ (4) 当該事案の“実”を証明する全ての“証拠”文書等の公文書とは何か？ 3 (1) 貴部局において局長・部長及び次長が、都立日野台高校の特別教室棟校舎改修工事における①不具合原因②グラウンド土壌汚染(フッ素・鉛)の存在の“事実”を東京都が保護者説明会(平成28年11月7日、同年11月27日平成30年7月30日)を3回開催し、東京都が作成・交付した資料(公文書)・同議事録(公文書)で、“事実”を秘匿して虚偽の説明をして、その後“真実”を隠ぺいした行政運営を把握していたか？把握していなかった事を証明する全ての“証拠”となる公文書とは何か？ (2) 前1～3までの全ての事案につき貴部局長・部長及び次長が所属職員及び他関係部局との間で協議・検討等した組織共用文書及び何等かの意思形成過程及び意思決定過程にある公文書とは何か？ (3) 前1～3までの全ての事案につき決裁文書とは何か？ 以上全ての“事実”を証明する“証拠”資料等の全てを開示下さい。以上	-					1										本件開示請求の内容は、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものなどである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課